

滞納整理実務マニュアル

1. 分納を設定する際は、より強い納付への自覚を持たせる
為、原則として納付誓約書を提出させる。
同書は併せて、消滅時効中断の効果がある。
2. 分納設定中は催告書が送付されないので、分納が不履行
になった滞納者については、分納設定を取消す事が必要。
また、悪質な分納不履行者には財産差押等の強い処分に
移行する。
3. 分納の申し出は、滞納者からするものであって、決して
徴税吏員の側から提示してはいけない。
4. あくまで一括納付が基本なので、徴税吏員から低い金額
を提示してはいけない。
5. 分納金額は、滞納者から生活状況の聞き取りした内容を
参考に設定する。
滞納者の言いなりで設定すると完納を先延ばしする事
となり、滞納が更に累積する事は防がなければならない。
なお、高額滞納者について分納を設定した場合は、分納

金額が適正かどうかの判断をする為に、財産の裏づけ調査をする。

6. 納付書に延滞金を計上しない場合でも、「分納を履行すれば、延滞金を免除します」と言つてはいけない。

滞納者は「分納を履行すれば」という事は忘れて、「延滞金を免除します」という言葉だけを覚えている。

滞納者の財産を処分する時、担当者が変わったときなどにトラブルの原因となる。

7. 期間はおおむね6回程度にする。

そして、分納が終了したら再折衝し、一括納付や分納増額の交渉を行う。

8. 調査にて滞納処分に見合う財産を発見した時は、分納金額の見直しや設定を取消して一括納付を検討させる。

滞納者が応じない場合は差押処分の検討をする。

9. 分割納付状況は分納履行者リストで毎月確認する。